

1. 改正の概要

- ・損金算入できる投資損失準備金の積立率を、80%から50%へ引き下げます。
- ・ファンドが投資家から受ける出資総額を、20億円から10億円へ引き下げます。
- ・ファンドの認定期間を1年延長します(平成30年3月31日まで)。

準備金積立による損金(改正①)

法人(有限責任組合員)

無限責任組合員

出資(改正③)

認定(改正②)

投資事業有限責任組合
(認定ファンド)

出資(改正④⑤)

ベンチャー企業
(新事業開拓事業者※)

ハンズオン支援(改正⑥)

※新事業開拓事業者の要件は、資本金1億円超の大法入グループに属さないこと、非上場の株式会社であること など

項目		改正前	改正案
①	損金算入できる損失準備金の積立率 (損金算入限度額＝ 出資額(帳簿価額)×積立率)	80%	50%
②	認定期間	平成29年3月31日まで	平成30年3月31日まで
③	ファンドが受ける出資総額	おおむね20億円以上	10億円以上
④	ファンド要件	—	④総投資額の50%以上が地方(東京都以外)を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
⑤			⑤④のうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
⑥	要件追加	—	無限責任組合員が地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績及び地方で活動する投資先企業に対してハンズオン支援を行うために必要な知識・経験を有していること

○平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に認定を受けるファンドへの出資につき、適用される。

2. 改正の背景

地方のベンチャー企業は、ファンドからの資金供給が不十分であり限定的な成長に留まっている。そこでファンドの出資規模要件を従来の半分に緩和する一方で、投資額の半分以上を地方のベンチャー企業への投資とし、さらにハンズオン支援を行える体制作りを要件とすることで、地方のベンチャー企業の成長を促す。

3. 実務上の留意点

ファンドの設定時期により適用される内容が異なる。例えば、認定ファンドの認定を受けた日が平成29年3月31日以前であれば、当該認定ファンドへ出資した日が平成29年4月1日以後であっても、法人は改正前の投資損失準備金の積立率(80%)で損金算入できる。

4. 今後の注目点

- ・『所在地』とは『本店所在地』のことを指すのか。
- ・『事業拡張期の地方』とは、どこを指すのか。
- ・ハンズオン支援の知識を有しているか否かの具体的な判定基準、及び証明方法はどのようなものか。